

法人こおりやま

2024. 12

第558号



ビッグツリーページェントフェスタ(郡山駅前広場)

写真提供: 郡山市【コピー・転載禁止】

～従業員向けの情報も満載です。 事業所内にて御回覧下さい～



公式 Instagram



公式 Facebook

始めました

インターネットセミナー

600タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

郡山法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます
<http://www.koriyama-hojinkai.or.jp>

無料

郡山法人会 検索

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID パスワード

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ID・パスワードは 会員ID: **1101** パスワード: **1005**

目次
税務署ニュース
給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出すると従業員の方の確定申告がさらに簡単に!!
難局突破の経営 陽明学の教え
税のミニ通信
令和6年度税制改正 (経営セーフティ共済) について
大化1381年つてなに? トピックス
トピックス

税務署ニュース

事業主の皆さまへ

給与所得の源泉徴収票を
e-Taxで提出すると…

従業員の方の 確定申告がさらに簡単に!!

事業主の皆さまが、
給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出することで、
従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、
給与所得の源泉徴収票の情報が自動で入力されます！

※令和6年1月以降に提出される給与所得の源泉徴収票（令和5年分以後の年分）が対象です。
※従業員の方が国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からマイナンバーカードを利用して
e-Taxで申告する際にご利用になれます。

事業主の方



源泉徴収票をe-Taxで提出



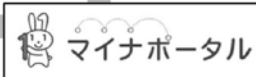
税務署

自動入力された金額を
確認して
e-Taxで確定申告！

従業員の方



確定申告

マイナポータルとの連携で
給与情報を自動入力

マイナポータル

事業主の皆さまへのお願い

Point ①

事業主の皆さまからe-Taxで提出※された給与所得の源泉徴収票が自動入力の対象となります。
※eLTAXの「電子的提出一元化機能」を利用する場合を含みます。詳しくは、裏面の「eLTAXで市区町村と税務署へ一括して作成・送信も可」をご覧ください。

Point ②

税務署への給与所得の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、500万円以下の給与所得の源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象となります。

Point ③

給与所得の源泉徴収票の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。

! 詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。➡



e-Taxソフト（WEB版）で源泉徴収票を提出できます！

! e-Taxソフト（WEB版）の利用方法について、詳しくは裏面をご覧ください。

e-Taxソフト（WEB版）のご利用方法

※画面は令和6年5月下旬以降のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。

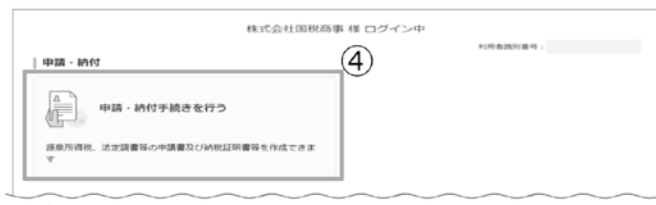
STEP ① e-Taxソフト（WEB版）へログイン

- e-Taxホームページへアクセス
(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)
- 右上部①「ログイン」を押下
- ②「個人」または「法人」のいずれか該当する方を選択し、ログイン

※ e-Taxを初めて利用する方は、③からアカウントの作成等を行ってください。
利用に当たって、詳しい内容は、e-Taxホームページをご覧ください。



- ログイン後、④「申請・納付手続きを行う」から、給与所得の源泉徴収票の作成を行います。



STEP ② 給与所得の源泉徴収票の作成・提出

【1件別に入力する】

源泉徴収票を1件別に入力する場合は、①をクリックします。

【CSVファイルを読み込む】

表計算ソフトや会計ソフトで作成したCSVファイルを読み込む場合は、②をクリックします。



！ 源泉徴収票が所定の件数を超える場合は、分割して送信してください。

源泉徴収票の作成後に、法定調書合計表を作成したら、後は、電子証明書で電子署名を付与して送信！

！ 電子証明書は、個人の事業主の方はマイナンバーカードをご利用いただけます。
！ 法人の場合は、法人の電子証明書が必要ですが、代表者の方のマイナンバーカードもご利用いただけます。

eLTAXで市区町村と税務署へ一括して作成・送信も可

市区町村に提出する給与支払報告書をeLTAXの作成ソフトPCdesk（対応税務ソフトを含みます。）を利用して作成・提出している場合は、税務署に提出する源泉徴収票のデータも同時に作成し、一括して送信することができます。



(eLTAXホームページ)

経営コンサルタント 柴崎康一郎

難局突破の経営
陽明学の教え

今を生きる企業経営者にとつては経営課題が山積している。

円安で原材料の高騰、製造原価の高止まり、製品・商品を作ろうにも人手は不足がち、価格転嫁もままならず、消費は伸びず、ゼロ融資返済や人件費が膨らんで固定費は上昇、願う利益確保もままならない。

まさに、ヒト・モノ・カネに縛られた三重苦に経営は覆われていると言っても過言ではない。いつの時代も経営環境は厳しいものだが、昨今の幾重苦から逃げ出したい思いが経営者の心に巣食ひ始めかねない実情にある。

しかし、経営者は一度起業したからには逃げ出すわけにはいかない。弊害とな

る要因に振り回されずに、己に克つことしかないのである。

現下の厳しい環境を克服する上で、三菱財閥創設者の岩崎弥太郎や日本資本主義の父と呼ばれる渋沢栄一が信奉して学んだという陽明学の中に多くの学びが記されている。

陽明学は「中国の明代」に王陽明によって説かれた実践哲学である。その中の仕事をやり抜く覚悟と姿勢を説いたものに「一掴一掌血 一棒一条痕（いっかくいっしょうけつ いちぼういちじょうこん）」がある。一度掴（つか）んだら血の形が手に出てくるまで徹底して離さず、そして一度打ち込んだら、一生傷跡が残るほど打ち込めという意

である。まさに取り組みへの覚悟のほどを説いている。

自ら経営の道を歩むことを選択したからには、徹底して打ち込んでいくことに尽きる。

そして、結果を手中に収めるまで打ち込んでく覚悟が欠かせないことを、改めて肝に銘じておきたい。

それほどに、「事を成す」ことに徹底して取り組みと説いているのである。まさに、必死の思いで取り組みでいけば、道は拓けていくことを示しているのだ。

現下の厳しい経営課題に、逃げずに真剣に徹底して取り組みでいくことで道は拓けるとしている。

また一方、陽明学では「三弊」を改めなければならぬとして、3つの戒めを説いている。

不正や理不尽な振る舞いを避け正しく生き抜き、人材の適材適所の配置を心掛けなければならぬと戒めつつ、3つ目に「求道の大速」が説かれている。

「求道の大速」とは、成果を早く求めていくと弊害

が生ずるものであることを伝えている。

結果を求めるあまりに、性急な取組みは避けなければならないと、「事を成す」上では留意することが肝心なのだと言っているのだ。

性急な取組みの中にこそ、成功を妨げる要因があり、成功への道を誤ってしまいかねないものがあり、トップ自らがきちんと検証したうえで、取り組んでいかねばならない。

覚悟と拙速への陽明学の戒めに加え、昨今は市場環境のスピード感重視の経営の舵取りも失念してはならない。

陽明学に「六中観」の6つの教えがある。その中の1つとして、「死中活」という言葉がある。

「死中活あり」とは、絶体絶命の中にも活路はあるという意味などで、どんなことでも死ぬ気で取り組みれば道は拓けるという教えなどである。

当然にして、トップの活路を切り拓く発想が行き詰まることもあるだろう。事

業にはリスクや失敗はつきものだ。ましてやスピード感重視の今日の経営だ。その時、「どうすれば道は拓けるか」と熟慮を重ね、必死な取組みほど失敗に学び、180度転換した発想も生まれてくるだろう。

日本マクドナルド創業者の藤田田氏は「思いが及ばなかったことはある。世間ではそれを失敗だというのだろうが、私は違う。失敗は成功への第一歩に過ぎない」と言っている。

ユニクロを展開する柳井社長も、新店舗展開や食品事業で失敗し撤退している。まさに、「死中活あり」である。死ぬ気で取り組みながらこそその成功への道を掴んでいる。

陽明学に、人間としての生き方を説いているだけでなく、経営者にとつての経営への取組み方も伝えており、遠く彼方の時空を超えて語り掛けているのである。

難局に追いやられる現下の経営だが、活路があると、真剣に挑んだ経営者に陽明学は語り掛けてくる。

税のミニ通信

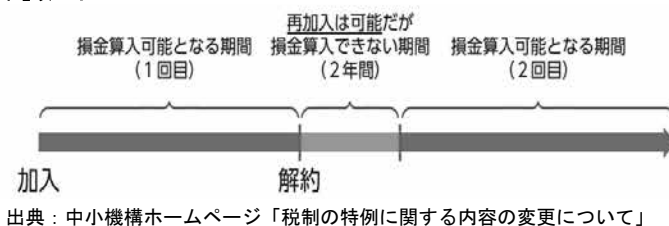
令和6年度税制改正(経営セーフティ共済)について

東北税理士会郡山支部
税理士 添田 大輔

Q 令和6年度税制改正では、経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)に対する税制上の優遇措置について一定の改正が行われたと聞きました。改正内容を教えてください。

A 令和6年10月1日以降に共済契約を解除して再加入した場合、その解除日から2年を経過する日までの間に支出する共済掛金については、その支出額を会社の損金や個人事業者の必要経費に含めることができなくなりました。なお、本改正は税務上の取扱いに係る改正ですので、事務や手続きの変更はありません。

【図表1】改正イメージ



1. 経営セーフティ共済の概要

経営セーフティ共済は、取引先企業の倒産の影響を受けて中小企業が連鎖倒産する、経営難に陥ることを防ぐための制度です。そのため、取引先の事業者が倒産をして、売掛金などの回収が困難となった際には、**共済加入者は共済掛金**を原資とする**共済金の貸付け**を受けることができます(図表2参照)。

また、共済契約を解約した場合、解約事由に応じて、解約手当金を受けることができます。例えば、任意解約の場合、掛金の納付月数が40か月以上で、解約手当金の支給率は100パーセントとなります。

【図表2】経営セーフティ共済の概要

共済加入者	1年以上継続して事業を行っている中小企業者 →会社、個人事業者が加入できます。
共済掛金	掛金月額: 5千円～20万円(5,000円単位) →掛金の積立限度額は800万円です。
共済金の貸付け	貸付限度額: 8,000万円 →回収困難な売掛金債権等の額と掛金総額の10倍の額とのいずれか少ない額が貸付限度額になります。 共済事由: 取引先が倒産し売掛金債権等の回収困難が生じたとき。 貸付条件: 無担保、無保証、無利子

出所: 中小機構「経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)制度のしおり」を著者加筆

2. 経営セーフティ共済に係る税務上の取扱い

共済に加入できるのは、1年以上継続して事業を行っている中小企業者(会社と個人事業者)です。支払った共済掛金は一定の要件のもと、会社の損金や個人事業者の必要経費に含めることができます。また、解約手当金を受け取った場合には、会社の益金や個人の収入として処理することとなります。

経営セーフティ共済に対しては、制度の目的とは異なり、租税回避目的で脱退と再加入を行う行為が増加しているとの指摘がありました。中小企業庁は「解約手当金の支給率が100パーセントとなる、加入後3年目、4年目に解約が大きくなるが、近年その傾向が特に顕著に。直近では約33パーセントが3年目、4年目に解約する状況。」とのコメントを出しています。このような状況を受けて、令和6年度税制改正では、租税回避目的で経営セーフティ共済の脱退と再加入を行う行為に制限がかけられました。

3. 令和6年度税制改正の内容

令和6年10月1日以降に経営セーフティ共済契約を解除し、再度共済契約を締結する場合、その解除の日から2年を経過する日までの間に支出する共済掛金は、会社の損金や個人事業者の必要経費損金の額に算入することができなくなりました。今後、共済契約の解約を検討している事業者においては、再加入時の共済掛金の処理に注意が必要です。

4. 税理士から実務視点のコメント

原則、経営セーフティ共済の掛金は、法人の損金、個人事業者の必要経費に含めることができません。しかし、税制上の優遇措置(租税特別措置法)によって、一定の要件を満たす場合に限り、法人の損金、個人事業者の必要経費に含めることができます。そのため、法人の場合は、確定申告書に「特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書」を添付する必要があります。また、個人事業者の場合は、確定申告書に「特定の基金に対する負担金等の必要経費算入に関する明細書」を添付する必要があります。明細書の添付が行われていない確定申告書を見受けたことがありますので、ご注意ください。

大化1381年ってなに？

フリーランスライター 藤木 順平

2025年が「昭和100年」なのはご承知のとおり。なかには昭和元年が1926年だから2025年が昭和100年じゃないの？と思った人も…。ところがさにあらず。人間の赤ちゃんは生まれた年は0歳だから、年月日の引き算で満年齢がはじき出されるが、元号は生まれた年(元年)は1歳(1年)なのである。学校で習った「植木算」みたいなやつが関係してくるのかしないのか、よくわからない。説明終わり！

「昭和100年、それがどうした？」と言われたらそれまでだが、明治100年(昭和43年・1968年)には「100周年記念行事」が盛大に行われた。だから、来年あたりに周年祭があるかも知れず、それを狙った斯界(しかい)のお歴々は胸算用に精を出していることだろう。

2025年(令和7年)は、平成37年、大正114年、明治158年にもあたり、さらにどんどんさかのぼって最初の元号といわれる「大化」だと、なんと大化1381年である。「2025年問題」をご存じか。さまざまな情報が和暦でインプットされたコンピューターでは、かつての2000年問題と同様、末尾「00年」の勘違いによるシステムエラーが懸念されている。大化がどうだとかバカ言っている場合じゃない(バカを言っているのは筆者だけ?)。

**トピックス**

三春支部・小野支部 視察研修会開催

10月16日、三春支部視察研修会を開催し、13名で栃木方面へ向け出発した。

まずは、モビリティリゾートもてぎ ホンダコレクションホールを見学。ホンダ創業者、本田宗一郎氏のものづくりへの夢や情熱、ホンダの挑戦を当時の時代背景とともに、パネルや当時の製品を展示し紹介している。フロアが年代別に分けられており、時代ごとのホンダの空気感を感じながら、歴史とともに進歩してきたホンダの技術力と挑戦の軌跡を見学した。

昼食後は、外池酒造にて、酒蔵見学と試飲を楽しみ、その後大谷資料館で大谷石産出の歴史や地底の広大で幻想的な採石場跡を見学し、帰路についた。

10月21日、秋晴れのもと小野支部視察研修会を開催し、16名で栃木方面へ向け出発。まずは、佐野厄除け大師を参拝。こちらは厄除け・方位除けの祈願として有名で「関東の三大師」のひとつとしても知られている。

続いて、日本三大イルミネーション「あしかがフラワーパーク」を見学。夕暮れから夕闇に変わる中、奇蹟の大藤の刻々と変化するイルミネーションの美しさに歓声が沸いていた。フラワーキャッスル周辺では花と光の共演に加え打上げ花火も上がり、幻想的な演出に多くの人が足を止め見入っていた。



三春支部視察研修会

組織・厚生合同委員会 開催

10月30日、組織・厚生合同委員会を郡山ビューホテルアネックスで開催した。

組織委員会では、今年度の加入目標数・会員拡大推進方法を再確認し、今後本部・支部役員及び青年部会・女性部会役員へ会員拡大方法の共有や役員一人一社以上の加入協力を特にお願ひしていく。

厚生委員会では、前期会員交流事業の報告及び、福利厚生制度推進状況について、受託会社より説明を受けた。



福島県法連青年部会 連絡協議会

会員研修会「須賀川大会」

福島県法連女性部会 連絡協議会

会員研修会「南会津大会」開催



青連協会員研修会「須賀川大会」

10月18日、福島県法人会連合会青年部会連絡協議会 第30回 会員研修会「須賀川大会」が母畑温泉八幡屋で開催され、当会より11名の部会員が参加した。

式典、記念講演会、懇親会が催され、県内青年部会員と親睦を深めた。

10月24日には、福島県法人会連合会女性部会連絡協議会 第22回 会員研修会「南会津大会」が只見町振興センターで開催され、6名で参加した。

講演会、式典の後は、「季の郷 湯う里」へ会場を移し懇親会を開催し、会津の地酒や食事を楽しみ懇親を深めた。



女連協会員研修会「南会津大会」

小学生の税に関する標語 / 小学生の税に関する絵はがきコンクール 審査会 開催

郡山法人会では、税についての広報及び、国の基本となる税に対する理解と関心を深めていただくため、小学生の税に関する標語及び絵はがきを募集している。

10月10日に絵はがき審査会（応募総数471点）、10月23日に標語の審査会（応募総数300点）を開催し、入賞作品各10点を選出した。



小学生の税に関する
標語の審査会



小学生の税に関する
絵はがきコンクール審査会

電子申告で
効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する
申告や納税、申請・届出
などの手続きが
インターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が 便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした
後に、届出をした預貯金口座から、
簡単な操作で即時又は期日を指定
して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

e-Taxを利用して所得税
及び復興特別所得税の申告
をするとこんなメリットが!

添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

法人会

イータックス

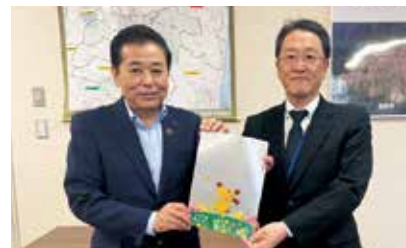
検索



税を考える週間(11月11日～17日)にあたり、様々な催し物を開催

▶ クリアファイル贈呈

11月12日、法人会キャラクター・けんたくんがデザインされたクリアファイル1,400部を郡山税務署板垣直人署長に手渡した。税に関する作文に応募した中学生および高校生全員に記念品として贈る。



板垣署長(右)にクリアファイルを
手渡す赤塚会長

▶ 税金クイズラリー

11月3日、なかまち夢通りで開催された、「なかまち夢通りウィンターフェスティバル2024」(郡山中央商店街振興組合主催)において、昨年に引き続き税金クイズラリー「税探偵けんたの冒険」を実施した。

子どもたちに税のしくみや大切さを楽しんで学んでもらうため、商店街の5か所にクイズポイントを設け、小中学生100名が税に関するクイズに挑戦した。

当日は、けんたくん(法人会キャラクター)と一緒にメインステージでブースPRのほか、法人会の活動を紹介し、多くの一般市民に、税を考える週間の広報や税の啓発活動を行った。



クイズラリーに挑戦する参加者



税金クイズラリー

▶ 全国青年の集い「福井大会」開催

「福の國より未来を研げ! ～知恵と技術と志を立て～」をテーマに、11月7日・8日、第38回 法人会全国青年の集い「福井大会」が開催され、全国各地から約2,000名の青年部会員が参会。当部会からは菅野貴部会長はじめ8名が参加した。

初日には、フェニックス・プラザで租税教育プレゼンテーション(租税教育事例発表会)及び健康経営大賞が開催され、全国各地より選抜された代表による様々な取り組みが発表された。

翌日の第一部 記念講演では、「足し算で生きる ～がんステージ4からの生還～」と題し、元フジテレビアナウンサー 笠井信輔氏が講演した。第二部の大会式典では、前日に行われた租税教育プレゼンテーション及び健康経営大賞の結果発表が行われ、それぞれの最優秀賞プレゼンテーションを拝聴した。どれも素晴らしい内容であり、今後の青年部会活動に活かしたい。



全国青年の集い「福井大会」



法人会の「経営者大型総合保障制度」は

1971年に創設されました。

想いをつないで50年。

これからも会員のみなさまと共に歩み、

企業保障の大きな傘で

会員のみなさまをお守りしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

郡山支社/
福島県郡山市中町1-22(郡山大同生命ビル4F)
TEL 024-922-0860

AIG AIG損害保険株式会社

郡山支店/
福島県郡山市虎丸町24-8(AIG郡山ビル3F)
TEL 024-933-6211